

多摩地域福祉有償運送運営協議会

運営協議会

(平成25年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回運営協議会
日 時	平成25年8月6日(火) 午後1時30分～3時35分
場 所	東京自治会館 大会議室
出 席 者	委 員 下條・向井・紺野・秋山・藤井・島津・水田・石井・関根・橋田・ 山口・鹿島・雨宮・松岡・豊田(委員代理)
	説 明 者 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会(更新登録) 特定非営利活動法人 地域住民の安全生活応援団 (おでかけサポート八王子)(更新登録) 特定非営利活動法人 みたかハンディキャブ(対価の変更) 特定非営利活動法人 ぶなの樹会(対価の変更) 特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャブ運営委員会 (対価の変更・複数乗車)
	事 務 局 小平市・東村山市
欠席委員	横田
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員の自己紹介 3 会長の互選及び副会長の指名について 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回特別幹事会での審議に関する報告について (2) 運営協議会に協議申請された事項の審査について (3) 更新登録を予定している団体(平成26年5月～8月までに更新登録期間が終了する団体)の前倒し協議について 5 報告・その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて (2) 福祉有償運送の登録を抹消した団体について (3) その他
公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	
傍 聴 人 の 数	8 名

配 付 資 料	<p>事前送付資料一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査団体一覧表 ・ 福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表（2団体）及び自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書（3団体） ・ 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 <p>机上配付資料一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会委員・ブロック幹事会委員名簿 ・ 資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・ 資料3 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表 ・ 資料4 特別幹事会審査事項の報告について ・ 資料5 特別幹事会・運営協議会日程案 ・ 資料6 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告について ・ 資料7 福祉有償運送の登録を抹消した団体について ・ 資料8 道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路交通法関係通達の一部改正等について ・ 資料9 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【協議会事務局】 開会
委員自己紹介
会議の成立報告
会長の互選及び副会長の指名

(傍聴者入場)

【会長】 それでは、改めまして、本日より会長を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。

本日は5団体の審査をいたします。早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項につきまして、事務局よりお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局より、配付資料についてご説明いたします。

委員の皆様へ、先にお送りいたしました資料は、審査団体一覧表、各団体の要件確認表及び多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱でございます。続いて、本日お手元にお配りしておりますのは、席次表と第1回運営協議会次第、資料につきましては、資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員・ブロック幹事会委員名簿、資料2、特別幹事会委員名簿、資料3、79条登録団体等の一覧表、資料4が、特別幹事会審査事項の報告について、資料5、特別幹事会・運営協議会日程案、資料6、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告について、続いて資料7、福祉有償運送の登録を抹消した団体について、資料8、道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路交通法関係通達の一部改正等について、資料9、運営協議会に関する国土交通省としての考え方について。資料が多くなっておりますが、以上でございます。不足などがございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

続きまして、会議を開催するに当たり、会議運営上の確認事項についてご報告いたします。設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっており、公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音させていただきます。発言される方は、氏名を述べからお話しくделаいますよう、お願いいたします。ご発言のときのマイク操作でございますが、お手元の緑色のボタンを押していただきますと、マイクのところが赤く光ります。そうしますとスイッチが入ります。発言後は、お手数ですけれども、もう一度緑のボタンを押していただきまして、マイクをお切りくださいますよう、お願いいたします。

なお、公開用の会議録は発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更

いたします。個人の氏名は表示いたしません。

傍聴の方にご連絡いたします。傍聴される方には、録音、撮影はご遠慮いただいております。また、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合には、非公開とすることができる規定になっております。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第4番(1)「第1回特別幹事会での審議に関する報告について」、特別幹事会事務局からお願いいたします。

【特別幹事会会長】 特別幹事会の会長をしております、東村山市でございます。

今回の第1回運営協議会に先立ちまして、去る7月5日に特別幹事会を開催いたしましたので、ご報告申し上げます。

7月5日に開催いたしました第1回特別幹事会では、更新登録申請2団体及び対価の変更の申請団体3団体の計5団体について審査いたしました。審査結果の詳細につきましては、後ほど特別幹事会事務局よりご説明いたしますが、更新登録申請2団体及び対価の変更の申請団体3団体の計5団体につきまして、ご了承をいただいております。個々の結果につきましては、特別幹事会事務局より報告いたします。

では事務局より、よろしく願いいたします。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局の東村山市から報告いたします。お手元でございます、資料4「特別幹事会審査事項の報告について」に沿いましてご説明をいたします。

今回の更新登録申請団体2団体及び対価の変更の申請団体3団体の計5団体全てにつきまして、特別幹事会において了承をいただきました。

それでは、まずナンバー1、羽村市所管の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会でございます。運転者数、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。

続いてナンバー2、八王子市所管の特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団（おでかけサポート八王子）でございます。運送主体の所在地、代表者、運転者数、運行管理責任者の資格、会員数及び損害保険の内容に変更がございます。運送主体の所在地及び代表者の変更につきましては、平成25年5月20日に届け出済みとなっております。

続いて、ナンバー3、三鷹市所管の特定非営利活動法人みたかハンディキャブでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価、及び運送の対価以外の対価の変更でございます。

続いて、ナンバー4、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更でございます。

続いてナンバー5、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価、運送の対価以外の対価及び複数乗車に係る対価の変更でございます。

特別幹事会の審査結果に関する報告につきましては、以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の4番(2)「運営協議会に協議申請された事項の審査について」に沿って、1団体ずつ審査に入りたいと思います。

まず更新登録団体、羽村市社会福祉協議会から審査を行います。羽村市社会福祉協議会の方は団体説明員席にご移動ください。それでは、所管の羽村市から補足説明がありましたら、お願ひいたします。

【羽村市】 羽村市でございます。よろしくお願ひいたします。

前回からの変更点につきましては、ただいま事務局より説明をいただきましたとおりでございます。6月18日に羽村市社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等、ございますか。

【委員】 変更という形で今回出されています、会員数と、更新です。それで会員登録数などはいつの時点で変わっていったかという場合に、この2年の更新より前に申請を必要とするかどうかという、その点はいかがですか。

【会長】 羽村市の方、お答え願えますか。

【委員】 もう少し具体的に申し上げますと、2年間のうち最初の3か月ぐらいで、もう変更があった場合に、本来はもっと前に届け出をしなければいけないのを、放置したまま2年間待ったのか、この直前ぐらいでドンと増えたのか、どちらかということです。

【会長】 団体の方、どうぞ。

【羽村市社会福祉協議会】 羽村市社会福祉協議会です。

これは徐々に会員が増えているということでございます。

以上です。

【委員】 徐々にという場合には、変更の届け出を、一人の変更があっても、あるいは何人かまとめて変更があっても、届け出をされているのでしょうか。

【羽村市社会福祉協議会】 市には毎月届けていますが、ほかの場所については、届け出はしておりません。

【委員】 そうすると市の方は、ここに変更届をもっと手前のときに出す必要性はなかったのでしょうか。この会議は、年に2回か3回、何回も開かれていますので、もう少し前に変更の届け出があってもよかったかという部分があると思うのです。これについては、勝手にやると内部のルールになってしまいますので、本来、変更があったときには市が速

やかに、会議のときに変更届を出してなくてはいけないのかもしれませんがね。

【会長】 羽村市の方、いかがでしょうか。

【羽村市】 羽村市ですが、この会員は極端な話、日々受付をしていますので、また人数自体は右肩上がりです。今後増えてくるものがございます。ですから、時点をどこに捉えるかということになってくると思うのですが。

【委員】 時点を捉えるまでもなく、この会議が存在しているわけですから、この会議に間に合うものについては、報告をすべきなのではないかということです。

多分、ルールがないからそうですけれども、認められた人数は、前回、イが66名で、要介護39名云々になっていますが、実際にはイの身体障害者73名で、要介護者は50名になっています。そういうことを考えると、いつの時点で増えてきたのかがよくわからないということで、運営協議会としては66名と39名に対しては認めていますけれども、プラスアルファについては追加があったら速やかにどこかの時点で報告を、2年間の間の半年目とか1年目でもいいと思うのですが、そういったときに本来報告をして、増えていますという変更はしておいたほうがよろしいのかと、私は思います。

そうでないと、変更を更新と一緒にする場合には、変更ではないのです。変更ではなくて更新になるわけですから、変更というのはもう少し前にやるべきところがあります。今回もちろん変更はあると思うのですが、変更はこの委員会では毎年必ずやるのか、それとも半年に一遍やるのか、そのルールを決めないといけないのかなど。そこが市町村の方々に伝わっていなかったと同時に、NPO団体の方にも伝わっていなかったように思います。

【協議会事務局】 事務局からお答えいたします。

東京運輸支局への軽微な変更の届け出の規定の中に、運送対象者の人数の変更は含まれておりません。また、登録団体の状況に変更があった時点で常に運営協議会に諮らなければならないという認識は持っておりませんでした。もしよろしければ、東京運輸支局の方から規定について再度ご紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】 東京運輸支局の方、いかがでしょうか。

【委員】 東京運輸支局でございます。

法令の規定上では、届け出が必要なのは、態様の種類のイロハニの区分に変更があった場合に事後的に届け出が必要という形になっているのですが、今のお話は法令上の話ではなくて、人数が変わったら法令上の手続とは別に、協議会として何か手続を定めるべきではないかというお話ですか。

【委員】 例えばこれは軽微であれば問題ないかどうかということですが、身体障害者が66人のところ1万人に増えた場合と、1人しか増えなかった場合と、両方とも届けなくていいというなら、それはそれでいいと思うのです。そういったところ、1万人は届けなさいとかいう規定はないと思うのですが、少なくとも変更があったときには、速やかに年に一遍とか、事務局ベースとしても捉えておいて、書類上きちっと整理してお

く必要性があるのではないかと申し上げているだけです。もちろんやらないという案もあると思うのですが、どちらかに決めておいたほうがいいのかと。規定がないからではなくて、どうするかを決めておいたほうがよろしいでしょう。全く2年でオーケーなら、それはそれでいいということになると思うのです。

【委員】 法令上の規定とは別に把握しておく必要があるということであれば。

【委員】 そうすると、法令で規定がないから、もし66人が1万人になっても問題ないということなのですか。

【委員】 問題ないというのは、法令上としては。

【委員】 法令上は問題ない。

【委員】 はい、そうです。

【委員】 では、それは放っておいていいという理解をされていますか。

【委員】 どのような趣旨で放っておいていいかというのは、あるかと思うのですが、基本的には更新登録時において確認していくということですから、期間としては、その期間ごとに確認していくのが基本的な考えです。法令上は、その時点時点で何人になったかということまで把握することを求めているわけではないと思うのです。あとは何人いるかは、おそらく運営協議会によっては運輸支局へ提出する年度の実績報告の中で、その中に同じように人数が書いてありますので、運輸支局に出したものの控えを協議会に出しているところもありますので、そういったもので把握していくのかという話はあるかと思えます。

【委員】 なぜこのようなことを申し上げているかということ、届け出を2年更新の時点で改定すればいいとする立場があると思うのです。それはそれでいいと思うのです。これから先、もしかすると、来年度以降、このような運営協議会がなくなっていく可能性もあるし、それぞれの自治体が独自にやりなさいという法律の改正があった場合には、皆さん方、全部自分たちでやらないといけない。道路のガイドラインというか、道路は条例化を各市町村に全部ばらまいてしまって、既に国がこのような形でやることはなくなったわけですから、地方の分権化の流れの中で、今、運営協議会も議論の俎上にはのっているはずだと思いますので、そういうことを含めると、市町村としてどのような立場でNPOの人たちと一緒に管理運営をしていくかも明確にしておかないといけないと思うのです。独自のルールをそれぞれの自治体がかなり勝手につくることは、これからはあまりよくないと思っておりますので、できるだけ共通したルールというのですか、多摩地域に合うようなルールをきちっとつくっておいたほうがいいのか。勝手にルールを内部的につくるのではなくて、仕組みとしてきちんと回るようにしておいたほうがいいのかという意味です。

以上です。

【副会長】 市町村代表として。

副会長ですが、市町村代表として受けとめを表明させていただきたいと思えます。

いろいろな分権化の動きで、この運営協議会についての話が出ていることも承知しております。私ども多摩地域の市町村といたしましては、最近の分権化の動きとは逆に、個別の市町村でやることの不合理や、あるいは独自ルールがいろいろ、それぞれのところに出てくる不合理などの議論もしているところでございます。そういう意味では、東京というこの地域におきましては、ご指摘がございましたように、なるべく統一的なルールのもとに利用者や事業者の方、あるいはここにお集まりの各委員の皆様の関係団体との、そごのないような形でルールを決めていくことが必要だと考えております。今後、今ご指摘がありました変更の要素がどのような形になるのかという部分につきましても、ある意味把握をしなければいけないのかなというご指摘として受けとめさせていただきます。今後の事務局を継いでいくところにおきましては、課題として考えていきたいと存じます。

以上でございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 結構です。

【会長】 では、議事録にしっかりとどめさせていただきます。

ほかにご意見、あるいはご質問はありますか。

【委員】 委員のお話ももつともで、分権化の話が進んでいくと、結論から言いますと、各市町村でそういうことのエキスパートといえますか、本当に詳しい方がいらっしゃるのかという話とか、どうやって訓練していくのか、勉強していくのかという話になります。実は私どもの業界も同じような形で、私どものようにある程度の勉強をしてここに臨んでいる者もおりますが、各市町村に行くと、事業者の中には勉強不足の者もいるであろうと思っています。いかにしたら、うまくこの制度がという話になるのですが、この制度もまだ、方向性は示されていますが、なかなか具体的な話にはなっていない中で、多分、委員は、今後はそろそろそういう話をしたほうがいいであろうということだと思っておりますので、この場で皆さんとお話できればありがたいなと思っています。

この話をしていると、全然時間がなくなってしまうので、羽村市の話をしなければいけないのですが。毎回私が申し上げているのは、運転者のことなのですが、お年のことをいつも言って申しわけないですが、実はタクシーの乗務員も大変高齢化が進んでおりまして、人のことを言えなくなっています。中には70歳代の方も散見いたしますので、もう70歳に手が届く方もいらっしゃるようでございますので、できれば健康状態の把握等をやっていただければありがたいです。

以上です。

【会長】 羽村市の方、団体の方、よろしいでしょうか。どうぞ。

【羽村市社会福祉協議会】 現在、運転の協力員さんは、70歳の誕生日の日に退職というか、お辞めになっていただいて、退会していただいております。ただ今後、協力員の確保という面では、今ご指摘のあったような健康診断も含めて対応していかなければいけ

ないことを、今後の課題とさせていただきたいと思います。

【会長】 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ありましたら。特になければ、よろしいでしょうか。

では、羽村市の羽村市社会福祉協議会につきましては、協議会として、特別幹事会の結論を了承するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

次に、特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団（おでかけサポート八王子）の審査を行いますので、当該団体の方は団体説明員席にご移動ください。

所管の八王子市から、補足説明をお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくをお願いいたします。

前回申請時からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。6月10日月曜日に、事務所であります、おでかけサポート八王子にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認をし、適正に管理運営されている状況をご報告させていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【会長】 それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等、よろしくをお願いいたします。どうぞ。

【委員】 先ほどと同じように見ますと、ご高齢と言っては申しわけないのですが、運転者の中には71歳の方と70歳の方がいらっしゃるようでございますので、できるだけ健康状態を把握できるような形で、定期的に健康診断等を行うとか、朝、運転ができる状況かどうかきちんと確認をしていただく等、見ていただいたほうがよろしいかと思えます。そのあたりをご留意いただければと思います。

以上です。

【会長】 八王子市の方。

【八王子市】 団体に確認を事前にさせていただきましたところ、運行前に対面で体調の確認等を、口頭であります、していることを確認しております。

以上です。

【委員】 健康診断等もできれば定期的に受けさせるよう、ご指導いただければと思います。

【八王子市】 そういったお話も、あわせてさせていただいています。すみませんでした。

【会長】 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等、ありましたら。特にありませんか。

それでは、今回の更新登録団体である、特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団（おでかけサポート八王子）につきましては、協議会として特別幹事会の結論を了承する

ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、3つ目の、対価変更の、特定非営利活動法人みたかハンディキャブについて、審査を行います。当該団体の方は、団体説明員席にご移動ください。

所管の三鷹市から補足説明をお願いいたします。

【三鷹市】 三鷹市でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほどの事務局のご説明にありましたとおり、対価変更及び対価以外の変更の申請となっております。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

【会長】 それでは、委員の皆様方から、ご意見、ご質問等、ありますか。

【委員】 資料の最後のページですか、タクシー運賃料金との比較表があります。タクシーの普通車の迎車の場合と、新しい計算の結果、例えば5キロのところ、ハンディキャブさんの場合では1,000円となっていて、タクシーの普通車が2,060円ということで、この辺ぐらいからあれになると思いますが、キロ数として、団体さんとして、どのあたりぐらいが最多頻度で出ているのかを確認したいのですが。

【みたかハンディキャブ】 みたかハンディキャブでございます。どうぞよろしくお願ひします。

市街地でございますが、私どもの平均の市街地の運行距離数は8.6キロでございます。そういうことで、5キロを超えたところで平均値がきております。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい、結構です。

【会長】 それでは、ほかにご質問、ご意見等ありますか。

【委員】 確認なのですが、時間外料金ですが、7時半以前に出庫する運行または18時半以降に帰庫する運行に対して、定額300円ということですが、一般的というか、いつ出庫したかはタクシー運賃ですと、乗車、配車した時間によってくるところが大体ですが、この出庫なりもしくは帰庫時間という形にした経緯は、何か理由があるのでしょうか。

【みたかハンディキャブ】 お答えします。

私どもは基本的な運行時間を定めておりまして、利用者の皆さんにそれをご案内しております。朝8時から夕方18時が通常の時間としてご案内しております。当然それを超えるような、朝早く来てほしいというご要請があります。予約制でございますので、予約時間がどういう時間かということになります。私どものところから三鷹市内で利用者の方々のところに、遠くても大体20分ぐらいで参ります。そういうことで、先ほど言いましたように8時からということですが、7時半以前になりますと、8時より前に予約が入ってくるような形になります。帰りの時間も同じでございます。そういうことから、通常時間帯を超える、30分ずつ前後に時間をとって、私どもの出庫時間もしくは帰庫時間という

形で決めさせていただいたわけですから。よろしいでしょうか。

【委員】 帰庫の場合ですとか、例えば18時前に運送が終了して、渋滞の関係で18時半以降になってしまったという場合も考えられるかと思うのですが、その辺の事情は考慮してはいらっしゃるのですか。

【みたかハンディキャブ】 今おっしゃられたような、おそらく利用者の方をご自宅にお送りして、その後、帰りが遅れるという現象が起こるとすれば、非常に例外的なことになります。またそこまでの運用上どうしようかということまでの詰めが少し、今検討中でございます。実際に利用者の方にご案内したときに、今のような例外があったときにどうするのかは、例外事項として検討していきたいと思っています。そういうことを考えています。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 もう1点よろしいですか。

そういう例外的なことも考えられるので、例えば降車した時間といった、わかりやすい時間でやるというのが、一つあるのかなと思いますけれども、団体さんでそういった例外に対してどうするかというお考えであれば、また対応をしていただければと思います。

【会長】 このご議論について、ほかの委員の方で、ご質問、ご意見等ありますか。よろしいでしょうか。

ほかに全く別なご質問、ご意見等ありますか。

私から1点、三鷹市の方にご質問です。みたかハンディキャブは、特に障害者総合支援法の移動サービスということではないのですよね。添乗料金が入っていますが。

【三鷹市】 三鷹市でございます。

今おっしゃられました、障害者自立支援法のサービスとは別になります。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ありますか。

それでは、特にございませんようですので、特定非営利活動法人みたかハンディキャブにつきまして、協議会として特別幹事会の結論を了承するというところで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございました。

それでは、対価変更の特定非営利活動法人ぶなの樹会の審査を行います。当該団体の方は、団体説明員席にご移動ください。

所管の清瀬市から、補足説明がありましたらお願いします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。よろしくお申し上げます。

特に補足説明等はございませんが、対価変更の理由としましては、当該事業の運営がマイナス収支となっておりまして、その改善を図りたいということで今回の協議申請をさせ

ていただいております。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

【会長】 それでは、委員の方からご意見、ご質問等、お願いいたします。

はい、どうぞ。

【委員】 以前にガソリン料金がかなり上がったときに、一斉に料金の変更になったと思うのですが、今のマイナスの要因は何が大きいのでしょうか。

【ぶなの樹会】 ぶなの樹会と申します。

私たちは始まってから13年ぐらいになるのですが、対価については当初から一度も変更しておりません。今回初めて対価の変更をするのですが、ずっと前から、始まった当初から、移送だけの部門で見ますと赤字です。最近ガソリンの値段も上がっていますし、いろいろな要素があるのですが、赤字続きでここまで来て、車もいただいた車で頑張ってきたのですが、今回どうしても車もかなり古くなってきたので、替えたいこともありまして、何とか少しでも赤字をなくしていくために対価を変更しようということです。これが変更したからといって赤字が解消される見通しはないのですが、少し上げていきたいということで、今回初めて申請をいたしました。

以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。わかりました。

【会長】 ほかの委員から、ご意見、ご質問等、ありますか。特にありませんか。

それでは、特定非営利活動法人ぶなの樹会につきましては、協議会として特別幹事会の結論を了承するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。続いてナンバー5になりますが、対価変更及び複数乗車、特定非営利活動法人国分寺市ハンディキャブ運営委員会について、審査を行います。当該団体の方は、団体説明員席にご移動ください。

それでは、所管の国分寺市から補足説明をお願いします。

【国分寺市】 国分寺市です。よろしくお願いいたします。

補足につきましては、特にございません。事務局よりご説明いただいたとおりでございます。対価の変更と複数乗車について、ご審議をいただきたいと思っております。

恐縮でございますが、会長にお願いがございます。国分寺ハンディキャブ運営委員会より当日配付をしたいという資料の申し出がありまして、お取り計らいをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、ただ今 国分寺市から提案がございました、本日提出の資料について配付するというので、よろしいでしょうか。特にこれについてご意見等ありますか。

それでは、事務局の方、配付をよろしくお願い申し上げます。配付されますまで、しばしお待ちください。

(資料配付)

【会長】 それでは、委員の皆様方、お手元に配付資料はございますか。

この配付資料については、特に国分寺市からご説明はありますか。では、当該団体からご説明をお願いいたします。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 国分寺ハンディキャブ運営委員会と申します。

今お配りした資料は、前回の特別幹事会の際にも特別にお願いして配らせていただいた資料と全く同じものです。今回、配付をしていただけなかったのですが、強引ではあります。この場で配らせていただくことにいたしました。よろしくお願いいたします。内容的には全く同じです。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の方から、ご意見、ご質問等、ございますか。

【委員】 お配りいただいた複数乗車の要望は、複数乗車を行うケースはこの7ケースということでしょうか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そこに書いてありますように、利用者の方から、このようなきに誰々さんと一緒に行きたいとか、複数で外出したいという要望が寄せられています。毎日とはいきませんが、月に何回かそういう要望はあります。それについては、残念ながら今の段階ではもちろん十分にお応えすることはできないとして、ほとんどお断りしている状況です。

【委員】 福祉有償運送はドア・ツー・ドアの運送という形になっていまして、ただその複数乗車を行うケースごとに協議を受ければ可能だということになっているのですが、そのケースがこの7ケースということで考えてよろしいのですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そうですね。ここにありますのは代表的なケースです。もちろん今後どういうケースがあるかは、私どもでは今のところ予想はつきませんけれども、ほぼこのような要望はいただいていますので、実際にできるようになったとしても、多分この程度の要望であろうと考えております。

【委員】 複数乗車を認めたから全ての複数乗車ができるということではなくて、そのケースごとによって協議を受ける形になっていますので、今回協議を受けるのはこの7ケースという形になりますが、そのような考えでよろしいですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そのようにお考えになって結構です。

【委員】 あと料金表ですが、額について、この辺の妥当性は当然協議会の中で決めていただければいいと思うのですが、我々としては、額の対価は、省令の中でも旅客にとって明確であることという形になっておりますので、新料金の800円プラス15円云々という計算式が書かれてありますが、確定額で、1キロなら1キロ幾らという確定額で協議を受けていただきたいということです。この表示は、計算式が書いてありますが、計算式を書いていただくのは構わないと思うのですが、これによって料金が幾らなのかを明確に

していただきたいということです。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 おっしゃる意味がわかりません。キロ数はそれぞれの運行ごとに違いますので。

【委員】 はい。それはもっともなのですが、800円プラス15円、この計算式によって、金額は幾らという形に導き出されるのですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 それぞれ違いますので、新旧料金対照表に、本当の概算ですが少しだけ書きました。市内料金については855円、消費税込みですが、それで最大1,050円程度になるであろうと。それから近隣の場合は、1,430円ぐらいから1,690円あるいは1,680円ぐらいになるであろうという予想は立てております。

【委員】 855円というのは、消費税を、つまり840円プラス1キロ15円という計算ということよろしいですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そうですね。非常に単純な計算で、おそらくこのようなことはないと思いますが、1キロで済むというようなことは。

【委員】 基本額で840円。プラスで、1キロ15円が加算されていくということよろしいですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 いいえ。800円、プラス、15円キロ、その合わせた料金にプラス消費税がかかるということです。

【委員】 そうすると、1キロ15円でも消費税がかかってくるという。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 いいえ。1キロ15円ではないです。それは消費税ではないです。

【委員】 15円に消費税を掛けると。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 総合した800円、プラス、15円掛ける何キロ、その合わせた金額に消費税がかかるという話。

【委員】 要は計算式によって導き出される額を書いていたいただきたいということです。800円プラス15円プラス消費税という計算式によって、導き出される額があるわけですよ。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 はい。

【委員】 それを書いていただいて、それによって協議を受けていただきたいということです。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 ですから、今申し上げたように、855円から1,050円程度になると申し上げたのです。1キロごとに一々書かなければいけないでしょうか。

【委員】 いいえ、1キロごとではなくて、要するに、消費税というのは840円かかって、あとは15円にも消費税がかかって、ですから840円、プラス1キロ15円の、

消費税を掛けたら幾らなのですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 それを一々書かないといけないのですか。

【委員】 1キロ幾らではなくて、15円という数字に、消費税がかかってくるわけですね。ですから、消費税を掛けた後の額を書いていただきたいということです。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 ですから、それをここの申請書に一つ一つ書かなければいけないのですかということをお聞きしたいのです。

【委員】 一つ一つというのは。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 1キロなら幾ら、2キロなら幾ら、3キロなら幾らと書かないといけないのですかと申し上げたのです。

【委員】 少しいいですか。

計算式がまず間違っているのです、本来は800円、プラス、1キロ当たり15円掛けるXキロメートル、その総計に対して消費税が0.05掛けて足していくという、式が違っているのです、式をきちんとすることが一つ。2つ目は、乗客、利用者にわかるように、例えば一覧表や、あるいは主立った距離でこのくらいかかるという代表事例を3つ、4つ挙げておくことが、親切なのかと思います。

以上です。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 ありがとうございます。

それについては既に準備を始めておまして、それぞれ一人一人の行き先が大体記録にありますので、それについて、この方がここに行かれる場合にはどれくらいの料金になるのかという目安を、それぞれの方に提示する準備を今進めているところでございます。ですから、利用者の方にはそれでわかっていたけるのではないかと思います。

計算式がわかりにくいということであれば、それは訂正をいたします。

【委員】 計算式がそもそも間違っているのです、何できちんと、特別幹事会で計算式をチェックしなかったのですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 間違っているとは、どういうことでしょうか。

【委員】 800円、プラス、1キロ15円掛ける距離数、掛ける消費税。足し算ではないですよ。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 800円というのは基本の料金で、距離とは関係ないです。

【委員】 消費税がそれにもかかるのでしょうか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そうです。

【委員】 だから式が違っているのです、式をきちんと書かないといけないというのが、私の提案です。それがないときちんと議論できない。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 わかりました。前回の旧料金の場合、800円掛ける1時間、プラスガソリン代1キロ40円ということで計算しているのですが、実は

実際に運営協議会に提出したというか、実際に我々がやっている料金では、840円、時間料金に既に消費税を足して、それからガソリン代にも消費税の2円を足して、それで全体を掛けるというやり方をとっているのです。

今回もそれと同じようなやり方にしようかと実は考えていたのですが、なぜこのような書き方をしたかを申し上げますと、簡単に言えば消費税が来年の3月に8%に上がり、さらに次の年には10%に上がることがほぼ決まったかのように言われているということです。消費税は変わりますけれども、実際に我々の料金は変わるわけではなく、消費税分だけ上乗せしなければいけないこととなります。そうしますと、そのたびごとに一々申請を出して、運営協議会を開いていただいて協議をしていただくこととなります。ですが、消費税分を上乗せするだけでするので、私どもの計算式がわかりにくいというお答えには、きちんと訂正をいたしますが、消費税分だけを上げるだけにすぎないのに、わざわざ申請書を出して、運営協議会を開いていただいてというのは、非常に時間と労力が無駄になるのではないかと私は懸念しております。多くの団体がその点について、今心配をしております。

これについては、何とかしていただきたいと思います。消費税分だけを上乗せするのであれば、それはもっと簡単な手続で、認可というか運営協議会で承認していただけるような配慮を、ぜひお願いしたいと思います。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 今ご意見をお伺いしたのですが、現行の制度としては、確定額でもって協議を受けるという形ですので、消費税を上げるたびに一々上げるかどうかというお話ですが、それについては他の運送事業者も一緒に、消費税を上げるたびに一々申請をしているわけなのですが、当然対価は協議を受けるという形になっておりますし、消費税を上げるたびに、消費税が上がったものを対価に転嫁するのであれば、協議が必要であろうと考えております。これについては関係なく協議を受けていただきたいと思います。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 確かに対価の部分の数字が変わるようなことがあるのであれば、消費税が変わるだけだとしても、例えばうちの団体で言えば、840円だったものが、消費税が8%になると860幾らになるということであれば、申請をしなければいけないであろう。それは当然だと思います。しかし多くの団体は消費税を上乗せするという手しかないわけで、それを団体の努力で吸収するなどということは、我々のような規模の小さい団体はほとんど不可能です。したがって、多摩地区に限りませんが全国でほとんどの団体が、消費税が上がるたびに、その分を上乗せするというだけのことで申請書を出さなければいけないし、運営協議会を開いて協議していただかなければならなくなる時期が、もうすぐそこまで来ているのです。先ほども申し上げましたけれども、単に消費税分だけを上乗せすることがはっきりしているのであれば、それは一々このような大きな会議を開かなくても認めていただけることではないだろうか、私は思っております。

もう一つ申し上げますが、私どもの料金は認可料金ではありません。これは運営協議会において認められれば、そのまま運輸支局において登録されるという料金ですので、タクシー料金などとは違うと思います。その意味で、私はこの分については何とか皆様のお力で善処をしていただきたいと思います。私どもの料金については訂正をいたします。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 ここは議論したほうがいいですね。

【会長】 そうですね。

【委員】 今、おっしゃられた、消費税が上がった場合には自動的にそういうことを配慮してくださいというの、もし運輸支局で、先ほどの人数と同じで、あまり捉える必要がないということであれば別ですけれども、運賃値上げは申請事項であろうと思いますので、普通はかなりチェックしますよね。ここは団体のところがいいとか、どうのこうのではなくて、消費税が上がった場合にどうしたらいいかについては、運輸支局と運営協議会の中で事前にしっかり考えて、来年の3月以降にどうしたらいいかを議論しておく必要があると、団体の提案で私は感じた次第です。

私は、少し時間が欲しいと思うのです。これについてはまだ不透明な部分もあったり、いろいろするし、そして事務局自体が、そのことをこれから議論しなければいけない。議論した結果として、消費税が上がった場合に自動にするのか、そうではなくて簡易の申請でいいとか、その辺の議論をやっておかないといけないと思います。

いかがでしょうか。

【委員】 先ほど、団体の方がおっしゃったように、対価は要するに運輸支局の認可が必要だというのではなくて、協議会で協議を受ければ、それはそれでオーケーだということなので、今私がお話しした内容は、単に協議会の中での1人というか、運輸支局の意見でしかないというのは確かにおっしゃるとおりだと思うのです。ただ我々が発言する中では、省令の基準、法令の中での対価の範囲は、対価は国土交通省令が定める基準に従って定めたものでなければならないということで、その省令でも、当然、協議会で協議を受けるという形では書いてあるのですが、旅客にとって明確であること、かつ対価は当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案してという事もありますから、そこは確定額で協議を受けていただくことが必要ではないかと思えます。

ですから、我々としてはそのように確定額で協議を受けていただくべきだと思っているのですが、他の委員さんはどのようにお考えなのかという事もあります。

【会長】 ほかの委員の方のご意見はいかがでしょうか。

【委員】 私はNPOの税制についてあまり詳しくないものですが、どうなっているのかよくわからないのですが、逆に教えていただきたいぐらいですが、多分1,000万円までは非課税になるのではないかと思うのです。というのは、消費税を取っていても、消費税は納税しなくてもいいという話になる道理なのか。私はわからないので。普通の商店

だとそうなのですが、NPOでもそうなのですか。多分それで消費税とって取っている団体と取っていない団体があるという理解でいいのでしょうか。そこのあたりが、全員が消費税を取っているという立場からおっしゃっているように聞こえたものですから。取る、取らないは1,000万円以下であれば自由なのかと勝手に思うのですが、NPOの団体の方、どうなのですか。私は詳しくないのですが。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 確かに1,000万円というのはあるのは、私どもも存じておりますが、残念ながらと申しますか、売り上げということで計算しますと、1,000万円を超えてしまうということで、数年前から消費税をきちんと納めております。

【委員】 私が言いたいのは、全部が1,000万円を超えているようにおっしゃっていたのですが、そうではない団体もあるのかなと思ったのです。その団体もたしか取っていいのですよね。納税の義務がないだけであって、そこのあたり、NPOという団体の性格上、どのように、多分NPOの団体で判断されることなのかもしれないのですが、全員がそうとは言い切れないかという感じはしました。どうなのですか。私も本当にわかりません。そういう感じでした。

【会長】 委員、どうぞ。

【委員】 確かに委員のおっしゃっているとおり、全部がそうだとは言いません。ただ移送部門だけではなく、移送を支えるためにほかの事業をやっておりますので、1,000万円を超えて消費税を納税している団体はかなり多くあると思います。今の状況の中で、8から10になるのか、8、9、10となるのかという中で、1%ずつに対して取る、いただく、値上げという判断も一つありますし、いただく場合には、それをまたこのような運営協議会になるのか、先ほどおっしゃっていたような分権の中で、どのような社会状況と、両方でもとも不安になっているNPOの状況があることは、一つご理解いただいて、先ほどおっしゃっていただいたように、ぜひ事務局の中で討議していただけたらありがたいと思っております。

【委員】 一つ申し上げておきたいのは、我々は消費税分を対価に転嫁することがだめだという話をしているわけではなくて、対価は利用者にとってもわかりやすく明確にしていきたいというのが、まず一つあります。あとは先ほどおっしゃっていた、消費税が上がるかどうか今検討中ではありますが、消費税だけを上げる部分について、もし転嫁する団体さんがいるのであれば、そのときの協議の仕方は何か簡便な形でできるか、例えば書面開催とかいろいろな方法がもしかしたらあるかもしれませんので、そういう開催で、開催手続としてある程度簡素化できる形は考えられるかと思いますが、対価としては利用者にわかりやすく明確にしていきたいというのがあります。ですから、おっしゃっていた上げ方というか上げるときの手続の簡素化については、ある程度考えられる部分があるのではないかとはいえます。

【会長】 ほかにご意見はいかがでしょうか。

【委員】 少しすっきりさせるためには、今回の提出については、消費税の変動を考えずに0.05といえますか5%だけで出していただいて、それに対する承認という位置づけにしたらどうですか。そして消費税が上がった段階については、少しここで議論していただいて、どうするかは、まだもう1回ぐらい協議する機会があると思いますので、決めることができるのではないかと思います。そのことをご提案いたします。

【会長】 ようやく議論が見えてきたのですが、この新料金については、今、整理しましたように、消費税については5%、掛ける0.05ということで考えていくということですよ。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 消費税が将来上がる可能性があるのですが、それについては別途またこの場で議論するというところでよろしいでしょうか。

そういうことで、計算式の問題については、先ほど、委員と運輸支局から出されたものに沿って、計算式を再度出させていただくということで、よろしいですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 わかりました。プラス消費税と簡単になっておりますところを、訂正いたしまして、基本料金プラス距離代金の括弧、掛ける消費税5%、そういうプラスを加えればいいということですね。それでよろしいでしょうか。

【委員】 書き方を後でご提案します。そういう形で書いてくださいというのがあると思うのです。例えば15円/キロメートル掛けるXキロメートルというのがないのです。Xキロメートル、5キロであれば5キロ走るとか、そういう式が入っていないので、式として正確ではない。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そこへ例示するということですか。

【委員】 式として正確ではないので、ほかの人が見たときに、1キロ分だけしか何で加えないのであろうと見てしまうのです。ですから正確に書きましょうということです。式として成立していないのです。成立する式を書きましょう。誰もが見てもいいという。

【会長】 では東京運輸支局の方、よろしいですか。

【委員】 はい。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会の事務局をしております、東村山市でございます。

初めに、特別幹事会に出す資料の我々のチェックが至りませんで、申しわけございませんでした。今までお話しいただいたことの中で、本日、消費税5%を前提として、こちらの新料金の式を整理させていただきますと、市内につきましては、今800円となっておりますが、これにも消費税を掛けることとなりますので840円、プラス、15円にも消費税がかかって、1キロ当たり15.75円掛ける走行距離のキロメートルということ、新料金とさせていただくこととなります。その例示としては1キロが855円となります。そして近隣または遠距離につきましても同様の式となっておりますので、近隣については基本料金が1,260円、プラス、1キロ当たり24.15円掛ける走行距離のキロメ

ートル、また遠距離については、966円が1時間当たりで、それに時間を掛けるという形になります。そういったことで、国分寺ハンディキャブ様、また皆様にもご理解いただいた上で、本日議論いただければよろしいかと思っております。

【会長】 ありがとうございます。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 要するに、この項目のそれぞれについて消費税も最初に加えてしまって、それ掛けるキロ、それ掛ける時間という形に書きなさいということでしょうか。そのほうがいいということですか。

【委員】 はい。そのほうがいいということです。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 わかりました。

【会長】 それでは、新料金については、ただいまの結論でよろしいでしょうか。また複数乗車についてはまだ議論がされていませんが、いかがでしょうか。今日、お手元にあります、こちらの複数乗車について、先ほど東京運輸支局の方からご提起がありました。

【委員】 すみません、何度も大変申しわけないのですが、目的地が遠方の場合のところですが、人数で頭割りという形になっています。今日お手元にお配りいただいた資料の中で、2枚目に他の団体の複数乗車が認められた例として、2人の場合、3人の場合として、要は1人当たりの額をきちんと定めていただいている、わかりやすく明確にしようという形なのですが、このような形で定めることは難しいのでしょうか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 市内や近隣と違いまして、遠方の場合は、時間や距離がどれくらいかかるのかをあらかじめ予想することは不可能ですので、それについて固定的に幾らですと明示することは無理だと思います。私どもが考えましたのは、1名分の料金、要するに1人で利用された場合の、遠方の目的地と時間と距離の料金をあらかじめ明示することは可能ですので、それを2人なら2人で割り、3人なら3人で割るとしていただくのが、利用者にとっては一番わかりやすいやり方であろうと思ひまして、このような提示の仕方をさせていただきました。

【会長】 どうですか。

【委員】 要は遠い人と近い人がいた場合、近距離の方に不公平感のようなものが出てくるのではないかと思うのですが、ケースとしてはそういうケースがないことを前提としているのですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 市内だけ乗られる方と、遠方へ行かれる方との差ということですか。

【委員】 そうですね。目的地が多分一緒だと思うのですが。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 一緒の場合ですか。

【委員】 一緒の場合というか、ケースとしてこの7ケースがあるのですが、基本的にはこれは全部目的地が一緒ということを想定しているのですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そうですね。

【委員】 基本的には乗る場所も大体一緒ということですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 いいえ、乗る場所は、一人一人のお宅へ伺いますので、別々になります。

【委員】 そのときに、通常ではお一人で乗られれば、今すぐ計算できないのですが、1人で乗れば1,000円で済むのが、2人乗ったときにそれ以上かかってしまうような場合はそういう不公平感が出てこないのですか。遠い料金に引っ張られますので。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そうですね。いろいろなケースが考えられますけれども、とりあえずここで考えましたのは、遠方というのは市外、近隣よりも遠いということで、片道でも10キロぐらいはかかるであろう。帰ってくることを考えますと20キロ、あるいはそれ以上の距離がかかるであろう。そうすると時間も1時間半とか2時間ぐらいかかってしまう。そういうケースですので、全体に利用者の方に支払っていただく料金は、現在でもかなり数千円になります。例えばAという方とBという方が市のごく離れたところに住んでいらっしゃる場合に、Aの方をお迎えして、次にBの方を乗せて目的地に行くこととなります。確かにAの方とBの方は走行距離が違うではないかと思われませんが、全体の料金が数千円になりますので、それが半分になるということで、おそらく利用者の方は十分に満足されるであろうと思われます。一人一人の方の走行距離が違うではないかということは、少なくとも市内ですので、あまり問題にはならないであろうと予想しております。

【委員】 我々としては、対価は1人当たりの額を利用者にとって明確にさせていただきたいので、こちらもできるだけ明確にしていくような形で、今後ご検討いただければと思います。別にこれを今すぐどうこうというわけではないのですが、今後実際に実施した中で明確にできるようであれば、そのようにお願いしたいと思います。通達もそのようになっていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 わかりました。今後の運行の中で、ある程度、利用料が明確になるということであれば、それを明示するという方向で検討していきたいと思ひます。

【会長】 大体議論が見えてきたのですが、ほかに委員の方、いかがでしょうか。

【委員】 今の目的地が遠方のときは、何か団体のほうで、30分乗ったらこうとか、これをやっていかないと。ほかの団体は1時間で何とかというのがあります。そういう設定の仕方、2人の場合は1時間当たり幾ら、3人の場合は1時間当たり幾らと、1時間当たりというのをつけて、区切っています。そのあたりも考えたほうがわかりやすいですね。これだと全然、何が何だかわけがわからない。1人当たりの料金を算定し、人数で頭割りとするという形になっていますので、この場合はこう、この場合はこうとしたほうが、わかりやすいと言えばわかりやすいかという感じがします。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そうですね。遠方の場合はそれほどたくさん

ケースはないと思いますので、この場合はこうという幾つかのケースを例示することは多分可能だと思います。利用者の方にわかりやすいように、遠方の場合、例えばここへ行かれる場合にはこのくらいの料金になりますと、あらかじめ提示する方向で検討したいと思います。ありがとうございます。

【副会長】 先ほど来のご意見の中でいろいろご検討いただくというお話になっているわけですが、先ほど委員からもご提議があったように、こうしたものは多少ルールのな協議も必要だというお話でございます。実際の運用になった段階でご提示をいただくというお話でございますので、わかりやすい料金表の例示を協議会にも所管の市を通じてご提示いただいて、わかりやすさを確認させていただきたいと思います。今回了承ということになれば後日の参考資料となるわけでございますが、いずれにしましても協議を続けていく意味では、ご検討いただいたものをご提示いただくようお願いしたいと思います。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 わかりました。今回ここで承認いただいた場合に、利用者の方々に複数乗車が可能になりますと申し上げるわけですが、それで実際にやってみた上で、遠方については、ここについてはこれくらいの料金ですと具体的に示すということで、よろしいでしょうか。やってみないことには、どうなるかわかりませんので。

【副会長】 先ほどの新しい料金表を含めて、東京運輸支局からも一定のわかりやすさというご提示をいただいておりますので、その範囲でご検討いただくということだと思います。そうしたものを、今後の参考とさせていただきたいと思いますので、こちらにご提示をお願いしたいと思います。

【委員】 複数乗車する場合に、ある意味で、予約を受けるときに誘導していく、例えばある人が8時に出たいけれども、そのそばの人で8時半に出たいという場合、お互いにペアがいたときに、そのペアに対して複数乗車を誘導するように予約を受け付けていくのか、それともそれはもう別々にしていくのかというところが、それによっても違いますよね。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 現在のところは、誘導というか、こっちのほう安くなりますということは言う気はないのですけれども、もちろん将来的には利用者の方からそのような要望といいますか、希望が増えてくるようであれば、こちらからも提案することはあるかもしれません。今のところは何とも申し上げられません。

【会長】 よろしいでしょうか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 一つだけ確認なのですが、利用料について数式がわかりにくいということで、早速訂正をさせていただきますが、利用料の値上げについては、できれば早目に実施をしたいと思っておりますので、この部分の訂正だけを届け出すれば、それでよろしいのでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 よろしいと思います。単にちょっとした記述ミスと見ておりますので、全然

問題なく、早目に出して訂正をぜひ急いでください。

【会長】 それでは、大体見えてきましたので、新料金については先ほどいろいろ議論しましたが、特別幹事会事務局で出された計算式にのっとり資料をお願いいたします。複数乗車については、先ほど副会長からもご発言がありましたとおり、明確化したものができましたらお願いいたします。

それでは、特別幹事会の結論を了承するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 ありがとうございます。

【会長】 それでは、次第の4番の(3)「更新登録を予定している団体(平成26年5月～8月までに更新登録期間が終了する団体)の前倒し協議について」、事務局より提案の説明をお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局よりご提案をさせていただきます。

今日は、平成25年度中に更新登録の期限が到来する団体2件の更新について、ご協議をいただきました。今後の特別幹事会及び運営協議会でございますが、平成26年に更新登録の期限を迎える団体が、資料3の登録団体等一覧のとおり約50団体ございます。また満了日が年度当初に到来する団体も30団体以上ございます。例年、第1回目の運営協議会の開催が8月ごろとなっておりでございますので、前回の3年前と同様に8月ごろまでの更新団体の協議の前倒しをご提案させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

委員の皆様、事務局からのご提案について、ご意見、ご質問はありますか。

事務局の提案のとおり、平成26年に更新登録の期限を迎える約50団体のうち、満了日が年度当初に到来する30団体程度について、今年度に前倒しして協議することについて、皆様にお諮りしたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、事務局の提案のとおり、よろしくお願ひいたします。

具体的な日程案についてもご説明をお願いします。

【協議会事務局】 ありがとうございます。

お手元にごございます資料5をご覧ください。

今年度内に、特別幹事会・運営協議会を開催させていただきます。協議団体数が多いので、年内に2回に分けて特別幹事会を開催し、その後、運営協議会を1回開催させていただきたいと思っております。日程案といたしましては、第2回特別幹事会を10月29日火曜日に、第3回特別幹事会を12月26日木曜日に行いまして、第2回運営協議

会を、年明けの1月31日金曜日に開催いたしたいと思います。ご予約のほど、どうぞよろしく願います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、次第の5番の(1)「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」、事務局よりご報告をお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局よりご報告いたします。

お手元にごございます資料6、平成24年9月1日付及び9月27日付、関東運輸局東京運輸支局(輸送担当)通知「『福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い』報告について」等をもとに、東京運輸支局よりご説明をお願いいたします。なお、こちらは今年の運営協議会以降、昨日までに運営協議会事務局宛てに届いたものでございます。

では、東京運輸支局からお願いいたします。

【委員】 東京運輸支局でございます。

特例的な取り扱いの報告につきまして、今回のケースとしては3件ございまして、それぞれコピーを配付させていただいております。団体から報告がありました3件の内容につきましては、あらかじめ設定された運送の区域と関連が認められまして、「運送の区域の特例的な取り扱い」に該当すると判断しまして、運営協議会に報告させていただきました。

以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

委員の皆様方のご質問、ご意見はありませんか。

【委員】 一つ戻っていいですか。

気になるのは、資料5で、特別幹事会と運営協議会開催の予定が、期限、更新時期が5月・6月に来るものを10月に審査を始めるとなると、各団体はさらに2カ月前ぐらいに資料準備をすることになり、ユーザーの期限が来っていない、7・8か月前から準備をさせることは、こういった移送サービス団体の負担になりはしないかという心配をしています。そこはクリアできているのかという質問です。

【会長】 事務局、どうぞよろしく願います。

【協議会事務局】 特別幹事会での審議の時間を最大限とっていただくために、団体様にはかなり早くご準備をいただくこととなりますが、この協議会終了後にご連絡をさせていただきます。9月末ぐらいまで、最初の資料の準備をお願いしたいと思っております。

【委員】 理由はわかりますけれども、運輸支局の方にお尋ねしますが、このように早く前から準備をさせることはよろしいのですか。全体の年限が2年あるとすると、2年の3分の1前ぐらいから準備をさせることとなります。

【委員】 協議会の協議を経なければ申請できないという形で、あとは協議会を運営し

ていく中での運営方法になろうかと思しますので、手続上で何かそこが問題になることはないです。

【委員】 なぜこのようなことを申し上げるかという、7か月や8か月の間に審査を1回していくと、その後、変化をしたりということも大きいかと思うのですが、そのようなことを考えると、「期限の前倒し、前倒し」で、事務処理上の手続と私には見えるのですが、それがいいかどうか。むしろ2年間たって、多少遅れてもいいのではないかという考え方もあると思うのです。運輸支局の申請がたまたま多摩は大量にたまっているわけですから、当初も少し遅れて申請をしたわけですが、それと同じように考えてはいけないのか。つまり2年間というきちんとした期限をある程度経過して、残りあと1・2か月ぐらいから審査を開始するほうが、本来皆さん方のユーザーにとっては、とてもよろしいのかなど。ユーザーにとってあまりよくない審査スタイルのように思えます。

【委員】 運輸支局への申請は2か月前から申請できる形になっていますので、また、運営協議会での協議事項の一つの大きなポイントは、必要性の部分、その運送の対価という部分、あとは旅客の範囲と、大きくは3つあるかと思うのですが、そうした必要性などが、2か月か3か月かで大きく必要だとか必要ないとか変わることは、あまり基本的にはないと思うのです。期限は更新登録の場合は3年ですから、2年以上はたっているわけです。期限は決まっていますので、それを更新していく中で円滑に更新されるようになるためには、協議会で。

【委員】 だいぶ前のときは、審査中は更新の時期が来ても容認されていたと思います。そういうことを考えると、審査の2か月ぐらい前から審査をして、多少2か月ぐらいオーバーしてもいいのではないかという議論もあるということです。申請をしている。つまり多摩のこの運営協議会に、ユーザーが、例えば5月、6月の人たちの申請が1月、2月ぐらいに申請していて、審査はなかなか終わらないけれども、申請中であるから7月になっても大丈夫だというのは、だいぶ前の初期の申請状況だったと思います。

【委員】 はい。万が一に備えての制度というのはあります。ただ、要するに更新期限が来ていても、そこで協議を受けていないからスパッと期限が過ぎたからだめというわけではなくて、とりあえず申請書を運輸支局に出していただければ、期間はその申請に対しての処分が出るまでは登録を受けたものとみなすという規定のお話だと思うのですが、基本的にそういった制度を設けた趣旨は、協議会で協議を受けているが、なかなか協議が進まない。

【委員】 早い話が、多摩はこんなにあるのだから、弾力的に運輸支局に見ていただいたほうがよろしいですねという意見です。多分「イエス」とは言えないと思しますので、結構です。

【委員】 期限内に協議を受けていただいて、申請していただくのが基本的なスタイルだと思います。

【委員】 　だから、今回の事務局の人たちが優等生のスケジュールリングを組んでいただいたと思うのです。これを私は全然否定しませんが、一般の多摩の団体の人たちはこれでいいか。多摩の団体の人たちがいいなら、それはそれで構いませんということです。そこについて、事務局は一方的に早まったと知らせるだけではなくて、お願いしますということだとか、むしろ、実は期限はもう少し後ですが先に審査を受けたい人たちという、言い方もあるであろうと思うのです。これは期限を山ならしするための、事務局の非常に仕事を完全にきちんとなさそうという意図が見えていますので、そういう意味で、希望者から先にやるというのもありであろうと思うのです。そういうことで、準備態勢が整ったところを、できるだけ早くすくい上げていくという言い方もあるでしょうということです。

【協議会事務局】 　事務局として、特に団体さんの日程等を確認せずに設定させていただいたということではございます。また、5月・6月分が10月で、7月・8月分の団体は12月と記入して資料にさせていただいておりますけれども、5月・6月分の団体が12月の第3回特別幹事会でも日程的には十分に間に合いますので、強制的にはではなく、ご準備の整った団体から先に、その後、数が多くございますので、12月の設定もさせていただくということで、ご案内について十分注意させていただきたいと思っております。1月の末の運営協議会は、確かに更新日を過ぎない前にということで設定させていただきましたので、運営協議会を経た上で26年度の申請ができるように日程はさせていただきたいと思っております。この日程の趣旨でございます。ご案内については、団体のご準備の状態、意思などを尊重して、協議にかけさせていただきたいと思っております。

【会長】 　今のご説明でよろしいですか。

【委員】 　はい。

【会長】 　ありがとうございます。特によろしいでしょうか。

それでは、続いて、次第の5番の(2)「福祉有償運送の登録を抹消した団体について」、事務局よりご報告をお願いいたします。

【協議会事務局】 　続いて、事務局よりご報告いたします。

お手元でございます資料7「福祉有償運送の登録を抹消した団体について」をご覧ください。今回、抹消のお届けをいただきましたのは、八王子市所管の特定非営利活動法人小宮地域福祉センターでございます。廃止年月日は、昨年、平成24年10月4日、廃止の理由といたしましては、事務手続に関する人員の不足により廃止をされたということで、会員の皆様については、近隣の福祉有償運送団体をご紹介されたと伺っております。

ご報告については、以上1件でございます。

【会長】 　ありがとうございました。

これについて、委員の皆様方のご質問、ご意見等ありますか。

【委員】 　そうすると、あとは八王子の東京玉葉会はどうなりますか。

【協議会事務局】 　事務局で、期限が到来する団体、玉葉会についても確認をさせてい

いただきました。所管の八王子市に確認をしておりますが、今のところ休止されている団体でございまして、休止の理由といたしましては、当初、運転手の確保、また会員登録者の減ということだったのですが、現在も会員登録者、ご利用の方がいらっしゃらないということで休止中です。ただし、ニーズがあれば開始されたいという団体のご意向もありまして、期限到来まで状況を確認しつつ待っている状態でございます。ご報告がなくて申しわけありませんでした。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 今、近隣の福祉有償運送団体に案内したということですが、例えば八王子市がしっかりと、どこにどうということを把握はされておられるのですね。

【会長】 八王子市の方、いかがでしょうか。

【八王子市】 八王子市です。

1件1件どこの団体へというのは把握し切れていませんが、ケアマネジャーですとか、ほかの近隣の団体のご案内はしたことは、口頭で報告を受けています。

【委員】 このように廃止した団体がどのくらいあるか、私は存じていないのですが、ここが辞めることによって、ユーザー、利用者がかなり不便になるということは、多分ほかに転換したことなどからないとは思いますが、そういう意味で八王子はどの程度の需要量があつて、供給はどのくらい、例えば移送サービスで担って、タクシー関係でどのくらい担っていくかという、基本的な数値的な検討はやられたことはございますか。

【八王子市】 たしか平成22年でしたか、介護タクシー、タクシー事業者、福祉有償運送団体に、地域の受け入れとか、透析の患者さんに対する受け入れなどをお考えかとか、年間のトリップ数などを書く調査をさせていただいたことがあるのですが、今日は残念ながら資料は手持ちになくて、はっきりした数字が申し上げられなくて申しわけありません。聞き取りのようなものは少ししているのですが、22年以降、そういった調査はしていません。

【委員】 今のは供給体制のチェックですよ。もう一つ必要なのは利用者のニーズの調査といいますか、55万人ですからすごいですよね。多分5,000人ぐらいは楽にいるのではないかと思うのです。そういうところを、ぜひチェックできたらしていただけたらと思うのですが、よろしく願います。

【八王子市】 はい。検討していきたいと思えます。

【会長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、時間の関係上、次に行きたいと思えます。次第の5番の(3)の「その他」として、事務局からお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局よりご報告いたします。

福祉有償運送に関連する自動車局長通知が平成25年4月10日付で出されましたので、これについて東京運輸支局の方に説明を求めましたところ、多摩地域福祉有償運送運営協

議会に関連する部分の資料をご提供いただきました。お手元にごございます資料8及び資料9がそれでございます。この資料につきまして、東京運輸支局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【委員】 東京運輸支局でございます。

資料につきましては、資料8、9という形になります。資料9が基本的な通達になりまして、資料9の一部を改正したものが資料8に書かれています。そのような形でご理解いただければと思います。

改正した内容についてですが、最後のページになりますが、運営協議会の開催の部分について、国土交通省としての考え方を一部変えた形になっております。従来については、運営協議会は原則として公開すると。「ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した、議事概要の公開をもって公開に代えることができるものとする」という形になって、それだけの記載だったのですが、なお書きが追加になりまして、「なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送または持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする」と加わりました。

要するに、括弧書きの中にありますように「有効期間の更新の登録に係るものに限る」ということで、更新登録については、先ほど協議の場がありましたように、みんな一堂に会して会議を開催しまして、そこで協議を行うことを前提という形にしておるのですが、委員の招集が困難である場合等にあつては、書面の郵送や持ち回りによって議決を行うことができるという形の文言が加わりました。

加わった背景につきましては、資料8の2ページ目にあります。別添1『道州制特別区域基本方針』に定める政府が講じるべき措置」として、こちらの道州制特別区域の部分については北海道が指定されている中で、北海道からの提案に基づき、国から地方への権限移譲の要望なり協議の場があった場合には、これについて国が応えていくという形の措置がありまして、その中で地域公共交通会議という、主にバス路線の新設・廃止なりを協議する場として地域公共交通会議が別な会議としてあるのですが、そちらがこういった形で書面協議が明確化された部分がありましたので、福祉有償運送についても同様の形で書面として開催が可能ということを明確化させていただいたところでございます。どういう形で書面開催が可能かということについては、協議会であらかじめ定める方向により行う判断に基づきという形になっておりますので、こういったことが必要な場合に備えて、規定の整備を行ったところでございます。

改正点については以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

委員の皆様方のご質問等ありますか。

【委員】 質問ではなく意見です。これを道州制の基本方針に伴う措置ということで示され、意見を求められたときに我々は猛烈に反対いたしました。道州制は、今話でしたが北海道など非常に遠隔地、幅が広い大きな面積の自治体などが集まって行う協議の話をしているわけでありまして、結論から言いますと、吹雪の中いらっしゃいというのは無理でしょうという話と承知しております。「困難な場合」というのは、東京のように、どうかこの府中の場所に時間どおり皆さんがお集まりいただけるような場合には、困難とはとても言い切れないであろうと考えております。この「困難な場合」の拡大解釈だけは、ぜひ防ぐように。先ほどの消費税の話もございましたけれども、みんなで論議ができる中で決めていくのが筋であろうと思っております。業界はこれに関しましては、引き続き厳しい目で厳重な抗議をしていかなければいけないし、各地で拡大解釈をされた場合、本省を通じて抗議をしていきたいと思っております。皆様もぜひ、「委員の招集が困難である場合」の拡大解釈だけは、東京の多摩の協議会には当たらないとご理解いただければと思います。

【会長】 ありがとうございます。

困難な地域というのは、特に何か定義はあるのですか。

【委員】 特に定義はないのですが、要するに必ず集まらなければ協議ができないのか。これを全国一律にそう考えなければいけないのかということ、そうではないであろうということです。協議会は各地域で実施されていますので、北海道から提案があつて、北海道だけのことではなくて、全国一律ではなく地域地域で考えればいいであろうという考え方に基づくものですので、我々で地域というものは限定していません。

【委員】 先ほどの、道州制から始まった話であるということ、まずご理解いただかないといけないですね。そうではないところからきた意見ではなくて、北海道という特殊な地域の場合を踏まえてこのような話が出てきたわけですから、そのあたりはよく考えていただかないと、これを東京に持ってくる自体が非常に理解できないと思っております。どのように困難ですか。地理的な問題があるのでしょうか。であれば、このような自治会館でやるのはおかしいではないですか。自治会館自体をやめればいいではないかという話になってしまう。皆さん、ここに簡単に集まれるのですから。だから、この会館をつくるときにお金を出したのでしょうか。そうでないのであれば話は別です。北海道は本当にしようがないです。そのように考えていくのです。そのあたりをぜひご理解いただかないと、おかしな話になってしまうことを業界は大変危惧しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

【会長】 委員のご発言もごもっともで、この多摩地域の福祉有償運送運営協議会としては、広く議論していくということで会議を主催していくことでよろしいでしょうか。

それでは、閉会に移りたいと思っております。

本日の議題は全て終了しました。これをもちまして、第1回運営協議会を終了します。

次回の運営協議会としては1月31日ということで、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。数分ほど時間が超過してしまいましたが、議事運営で私の不手際で申しわけありません。どうもありがとうございました。

— 了 —

会議録署名人	平成25年 9月 15日
	署名 運営協議会 会長 署名済